## 加齢対応構造等のチェックリスト(既存住宅) 【高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第38条に規定する基準】

## 1. 申請事業の内容

新築	既有

2. /	バリア	フリー基準への対応状況	□のある欄は、該当するものを ■に置き換えてください	□を■に置き換えて 自由欄はなるべく具体的に記		添付資料の 対応箇所等				
住宅の規模、構造及び設備に関する基準		の規模、構造及び設備に関する基準	対応の状況	計画数値・対処の状況補足説明等		資料番号・ 該当ページ				
【高	【高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第38条に規定する基準】									
1	住宅の	専用部分に係る基準								
(ろ、)間所と階をある	項答寄答うとくすを ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	次の表の(い)項に掲げる空間ごとに、 げる基準に適合していること。ただし、便 玄関及び脱衣室にあっては、日常生活空 の利用を想定する一の主たる玄関、便 脱衣室、洗面所、寝室(以下「特定寝室」 食事室及び特定寝室の存する階(接地 のうち最も低い位置に存する階をいう。) あるバルコニー、特定寝室の存する階に の居室並びにこれらを結ぶ一の主たる。 以下同じ。)内に存するものに限る。	□ 全空間で適合または該当しない □ 部分的に非適合あり □ 適合がない							
	空間	(ろ) 手すりの設置の基準								
		少なくとも片側(勾配が45度を超える場合にあっては両側)に設けられていること。ただし、ホームエレベーターが設けられている場合にあっては、この限りでない。	<ul><li>□ 住戸内に階段はなく該当しない</li><li>□ 階段あるがホームエレベータも設置</li><li>□ 階段があり左欄をみたして適合 →</li><li>□ 階段あるが左欄をみたさず非適合</li></ul>	※複数ある場合は 勾配 手すりの設置 □ 片側 手すりの踏面からの高さ	<b>長も厳しい状況を記入</b> 1 ∕ □ 両側					
	便所	立ち座りのためのものが設けられていること。	□ 設置済みで適合 □ 左欄をみたさず非適合							
玄陽	浴室	浴槽出入りのためのもの又は浴室内で の姿勢保持のためのものが設けられて いること。	<ul><li>□ 住戸内に浴室はなく該当しない</li><li>□ 設置済みで適合</li><li>□ 左欄をみたさず非適合</li></ul>							
	玄関	上がりかまち部の昇降や靴の着脱のためのものが設置できるようになっていること。	□ 昇降を要する段差がなく、靴の履き替えも必要としないため該当しない □ 設置済みで適合 □ 下地処理があり適合 □ 左欄をみたさず非適合							
		   衣服の着脱のためのものが設置できる  ようになっていること。	□ 住戸内に脱衣所はなく該当しない □ 設置済みで適合 □ 下地処理があり適合 □ 左欄をみたさず非適合							
2	住宅の	共用部分に係る基準								
貸貸の方。)	宅に居 )が共  住の用 にあっ 間ごと	型賃貸住宅(賃借人(賃貸人が当該賃 住する場合にあっては、賃借人及び賃 同して利用する居間、食堂、台所その他 引に供する部分を有する賃貸住宅をい ては、手すりが、次の表の(い)項に掲げ に、(ろ)項に掲げる基準に適合している	□ 全空間で適合または該当しない □ 部分的に非適合あり □ 適合がない							
	(い) 空間	(ろ) 手すりの設置の基準								
	共用	立ち座りのためのものが設けられていること。	□ 設置済みで適合 □ 左欄をみたさず非適合							
		浴槽出入りのためのものが設けられて いること。	<ul><li>□ 設置済みで適合</li><li>□ 左欄をみたさず非適合</li></ul>							